

2019年3月19日 総務委員会会議録抄

地方税4法に対する質疑

○江崎孝 前回に続いて大臣とこの論議をさせていただきたいんですけども、前回、地域公共交通について質問をさせていただきました。前回は国土交通省の城福参考人も来ていただいたんですが、私、ちょっと理解が不足してしまっていて、国交省がやっている地域公共交通活性化法の地域公共交通形成網という、そういう事業があるんですけども、基礎自治体を中心だというお話をしたんですけども、これ、連携中枢都市も十分対応可能だということも後で私の方に御説明に来ていただいたわけです。

そこで、前回の質問の回答に大臣は、海南市の市長でいらっしやって、コミュニティーバスも走らせたという経験をお話をされた上で、地域公共交通は非常に大事であると、私が指摘した課題も理解をした上で、地方制度調査会におきまして、圏域における地方公共団体の協力体制という中に、地域の公共サービスを確保するための広域的な連携、そういうことも諮問事項に入っているのでもっと御議論いただけるものと考えておりますという、こういう答弁をいただきました。

私がお話というか要請をしたのは、やっぱり縦割りになっているのではないのかと。大臣御存じのとおり、地域の交通は、二〇〇二年の道交法改正で、それまで民間事業、バス路線も含めて民間事業主体だったのが自治体の方に転嫁されています。方向が変わっています。極めて自治体が地域公共交通に対する責務を負うという、そういう立て付けになりました。ですから、国土交通省だけ、交通ですから国土交通省が所管するのはこれは当たり前のございます。それに対して文句を言うつもりは何もございません。

ただ、今言ったとおり、地域の公共交通に対して自治体の関与が非常に高まっているという、こういう状況を考えたとき、やはり総務省として、国交省が行っているこういう公共交通の事業も含めて、やはりコラボレーションと言っているかどうか分かりませんが、やっぱり連携が必要なときにもう来ているというふうに私は強く強く感じております。

その意味で、先ほど質問させていただいたんですけども、ちょっと大臣の回答に、御議論いただけるものと考えておりますという、非常に第三者的と言ったら申し訳ないんですけども、もうちょっと能動的な本当は回答をいただきたいかったです。例えば、地制調においてや

はりそこで何らかの形で意見を出していただく、あるいは民間委員の方からでも結構です、やはり国交省と総務省が連携をして地域公共交通について何かの取組を進めるべきではないのかというような流れをつくっていただきたいというのが私の前回の質問の趣旨でございまして、改めてそういうことを今日お聞きしますので、大臣の積極的な回答をいただきたいというふうにまず思いますので、質問します。

○石田真敏総務大臣 今御指摘いただきましたように、現在、地制調におきまして、二〇四〇年頃の姿から逆算をする形で、顕在化する諸課題について、その対応策について御議論をいただいております。その中で、地域公共交通を含めた地域の公共サービスを確保するための広域的な連携について、圏域における地方公共団体の協力関係として地方制度調査会の諮問事項に挙げられているところでございます。

調査会では、関係府省や自治体からのヒアリングをこれまで行ってきており、今後具体的な議論に入っていく段階と聞いております。そして、地域公共交通についても国土交通省からヒアリングを行ったところでございまして、このように具体的な議論は今後となるわけですが、いずれにいたしましても、地方制度調査会における議論の進捗を踏まえつつ、関係省庁と協力しながら、しっかりと議論が行われるよう対応してまいりたいというふうに考えております。

○江崎孝 やっぱり縦割りではいい事業もなかなか進まない。基礎自治体が全部住民の皆さんの窓口、あるいは住民の皆さんと接点をして、そこで何らかの計画を作るにしても、厚生労働省とか国交省とか経産省がそれぞれ下ろすわけですけれども、受け手は全部地方自治体という、こういう流れでありますので、そこはどっちが上かという、そういう稚拙な話ではなくて、基礎自治体を所管をしている総務省がやはりこういう連携中枢都市という新しい考え方を出されているわけでございますので、やっぱりそこと連携中枢都市の中での、国交省の今やっている公共交通の事業の在り方をどう広めていくのかということ、これはやっぱり総務省じゃないとできないと私は思いますので、せっかく来ていらっしゃるから、連携中枢都市の関係で何か一言ございますか。

○北崎秀一 総務省自治行政局長 お答えいたします。

今委員御指摘のように、連携中枢都市圏と地域公共交通網形成計画でいいますと、例えば備後圏域、これは広島市の福山市と岡山県の笠岡ですが、県をまたがって連携中枢都市圏で地域公共交通網形成計画を作ったような例もございまして、関係省庁と協力して、大臣が御答弁なさ

れたとおり、地制調の場で議論を深めていきたいと思っております。

以上であります。

○**江崎孝** 是非よろしく願いをいたします。

もう一つ、大臣の方にこれ確認なんですけれども、代表質問の際に、未婚の一人親の特例給付金の支給についてお尋ねをいたしました。事実婚の認定が必要であるわけでありまして、代表質問で大臣は、児童扶養手当受給者を対象とし、その情報を活用して事務を行うものであり、事実婚状態でないことの確認のために地方公共団体が新たに多大な事務負担を負うものではないということですのでと回答をいただきました。

私は、事実婚の認定というのが自治体のある面では非常に大変な作業になるのではないかという危惧を実はしておりまして、そう簡単なことではないということをお大臣はもう海南市長されていますからお分かりだろうと思っておりますけれども、そもそも事実婚かそうではないかの確認というのはどのようにして行われていると思われませんか。どなたかお答えできますか。

○**内藤尚志 総務省自治税務局長** お答え申し上げます。

今回の一人親に対します個人住民税の非課税措置等につきましては、子供の貧困への対応の観点から講じるものであり、一人親であっても、事実婚状態であり、実質上の父母が存在する児童はその者から支援を受けられること等から、事実婚状態である者は非課税の対象としないこととしているところでございます。

この点、児童扶養手当につきましては、社会福祉部局の方で一人親が事実婚状態でないことを確認した上で支給されているということですので、税務当局といたしましては、この情報を活用することによりまして多大な事務負担を生ずることなく対応できるのではないかと考えているところでございます。

○**江崎孝** 私どもは、事実婚かそうではないかというのを簡単に口にするわけなんですけれども、例えば、厚生労働省が児童扶養手当の取扱いに関する留意事項というペーパーを出しているんですね。例えば、こういう状態だってあるわけです。異性が入居しているシェアハウスなどに受給資格者が入居する場合事実婚となるのか、また、事実婚か否かを判断するに当たって具体的に何を確認すればいいのか。あるいは、受給資格者がいとこなどの婚姻が可能である親族と同居している場合事実婚となるのか、おじの住宅に転入してきた場合はどうか。受給資格者と前夫が同じマンション、部屋は別々です、同じマンションに住んでおり、

対象児童が受給資格者と前の夫、前夫の部屋を行き来している場合事実婚となるのか。これ、お答えられますか。いや、いたずらしている、混乱させているわけじゃございません。こういうのに一個一個確認していかなきゃいけないんですね、事実婚か否かということは。

例えば、厚生労働省はこういうことを簡単に、さっき最後に言った受給資格者が前の夫と同じマンションに云々というやつですけども、受給者と前の夫が同じマンションに住んでおり、それぞれの部屋を対象児童が行き来する事実だけでは事実婚が成立しているとは言えない、受給資格者、関係者から聞き取りや現地調査等により、頻繁に定期的な訪問及び定期的な生計費の補助の有無について確認されたいと、こういうことを言っているわけで、簡単に何か事業を拡大した、事実婚を確認する、あるいは所得制限を入れる、それどうするかといったときに、これ全て自治体の作業に関わってくるわけなんですね。今、民生委員さんもすごく少なくなってきたという現状もあります。

だから、我々は、国の事業だからといってすぐ事実婚の認定、事実婚は児童扶養手当に上乘せすればそれでいいんだというふうに考えがちなんですが、新たに特例給付金という給付金が出る事業でありますので、それは自治体としても、じゃ、今の児童扶養手当にすぐ簡単に上乘せしてもいい、上乘せするだけでいいのかどうかという、そういう思いも、気持ちも出てくるのはこれは当然のことだろうというふうに思うんですね、私は。

ですから、改めてもう一回聞きますけれども、今回のこの事実婚の認定と特例、未婚一人親支援拡充の給付金については、もう機械的に、機械的に、今の児童扶養手当支給者を機械的に当てはめるだけでよろしいんですね。そのことをお聞きします。

○内藤尚志 総務省自治税務局長 お答え申し上げます。

恐縮でございますが、私どもの方から、給付金を所管しておりませんものですから、個人住民税の非課税措置の観点からお答えをさせていただきたいと存じますけれども、個人住民税の非課税措置の適用に当たりましては、個人住民税の賦課期日が一月一日でございますので、一月一日時点の状況を社会福祉部局の方から情報を御提供いただいて、適用を判断していくということになろうかと存じます。

○江崎孝 そういうふうな話にしかならないと思いますけど。

大臣、事実婚状態でないことの確認のために地方公共団体が新たな多大な事務の負担を負うものではないと簡単に言われましたけれども、それぐらいやっぱり大変な事務だということは、是非総務省の中では

共通認識をしておいていただいて、自治体に対する対策というのはやはり目を光らせておいていただきたいということを要望させていただきます。

続いて、統計調査の問題について質問させていただきます。

今回の統計不正が起きたことで、私も幾つか知り合いの自治体の関係者に、私自身も過去統計をやった経験がございます、国勢調査も含めて、で、……（発言する者あり）不規則発言は言わないように。

今回の国の統計不正が自治体に与えた影響なんです。どんな状況になっているかということは把握されていますでしょうか、あるいは、想像でも結構です、今回の国の統計不正が基礎自治体の統計業務に与えた影響についてどうお感じになっているのかをお聞きします。

○横田信孝 総務省政策立案総括審議官 今回の事案につきまして、それぞれの地方に対してどういう影響を与えたかというお尋ねでございます。

私どもの方で統一的にちょっと自治体の方に確認をしたということではございませんけれども、それぞれの自治体では、特に調査員の方々から、やはりなかなか調査をするに当たっての協力が得づらくなったとか、あるいは抵抗感を非常に感じるといったような声はかなり寄せられているというようなことはございます。

○江崎孝 大臣はそれでよろしいのでしょうか。

統計というのは、国の統計担当者だけで成り立っているのではないわけでありまして。自治体を中心として、ほとんど基礎自治体ですね、統計の職員がいて、調査員との連携を図りながら統計業務を行っているということです。

当然、これほど大問題になっている統計不正でありますから、各自治体の統計業務の現在のありよう、あるいは影響を調査をしないということはあるのでしょうか。大臣、どうお考えになりますか。

○石田真敏総務大臣 この問題が起こって、そして各都道府県に注意喚起をさせていただいたと思います。そして、その中で、例えば大阪府の問題とか、そういうものが起こってまいりました。そして、今委員御指摘のように、この統計は、本当に地方自治体の統計の担当の方のみならず調査員さんまで、やはり非常にきちっとやっていただくということが前提の事業でございます、そういう点では非常に大変な問題をはらんでいるという、難しい問題をはらんでいるというふうには考えておきまして、今、統計委員会の方で、点検検証部会で様々、基幹統計、一般統計についての検証作業を行っていただいておりますけれども、

そういうのが一つ整理できた段階で、本当に統計の在り方、どうあるべきかというような議論をやらなければいけないのではないかなと、そのように感じております。

○江崎孝 だから、やはりこういうときだから、国民の関心が統計に対していい悪い別にして向いているときに、統計のありようについてやはり自治体も含めてしっかりと調査をして、対応を取らないといけないと私は思います。

実際、私が幾つか聞いたところでも、やはり調査員さんがもうやらないと言っているところ、あるいは事業所が回答してくれないのではないのかと、こういうのがやっぱり深刻な状況に恐らくこれからなってくるんですね、この統計不正の閉じ方の問題含めてですよ、その影響が。

ですから、もう一回統計に対する国民の社会的認知度あるいは社会的地位というのを高めていくという作業をやらないと、私は深刻なこれ状況になってくると思います。ネット上、ネットの統計とかやっぺいらっしゃいますけれども、ネットでできる範囲ももちろんあるし、ネットだから逆に調査、回収ができないという、そういう側面だってこれあるわけでございますので、その意味でも国の対応というのは非常に重要になってくると思うんです。

そこで、この問題が発生する前から、元々調査員のなり手というか、調査員を募集してもなかなか来ていただけないという声が当然これありました。もう一つは、高齢化の問題があります、調査員の高齢化の問題です。自治体も人手不足なわけで、統計調査の負担度合いというのはもう年々自治体の中でこれは増しているんだと思うんですね。

これ、今回の問題で更に深まるだろうと思いますが、調査員の不足と調査員の高齢化の問題に対して何か対応策考えていらっしゃいますか、これをお聞きします。

○横田信孝 [総務省政策立案総括審議官](#) 御指摘のように、やはり調査員の高齢化の問題、それからあと、調査環境がやはり厳しくなってきたというようなことがございます。特に、単身世帯や共働き世帯といったようなことが増えていて、なかなか調査がしにくいといったような状況、あるいはマンションとかオートロックとか、そういうようなところで調査員がなかなか入っていけないような状況であるとか、あるいはプライバシー意識の高まり等による調査に対する抵抗感といったようなところがございます。

それぞれの自治体におきまして、高齢化に対しましていろいろと、学生に対してこの調査員になってもらうような工夫をするとかいろんな

工夫はしていただいているところですが、総務省の方といたしましても、この調査環境、調査員が調査をしやすいような環境をどう整えていくかといったようなことを中心にこれから考えているというところで、特にマンションの関係なんかでもそういうことがやはり多うございますので、その辺りのことを今やっておるところでございます。

○江崎孝 この質問をこうやりますという質問通告していないんですけども、統計の話で、調査員の話とか不足しているとかという話はヒアリングでやっていますので、こう質問をしたら、もっと、この時期ですからね、ここまで不正がもう起きていて、もう調査員が不足している、高齢化しているんだということはもうその前からずっと指摘されていたことなんです。それを私が今ここで質問して、それが回答だというのはちょっと僕はびっくりです。もうずっと、こんな対応していますよと、あるいはこういう対応しますという、そういうなぜ回答が返ってこないのかというのが今の国の統計問題の根本的な問題点じゃないかなと思うんですが。

これ、大臣、質問する予定はしていなかったんですけども、どうです、今の。元々調査員の不足、調査員の高齢化というのはずっと前から指摘している、そして今回の統計不正で更にそれに拍車がかかる可能性がある、そういう状況で何の対応も打っていないということではよろしいのでしょうか。

○石田真敏総務大臣 何の対応も打っていないということではなしに、去年の四月でしたですか、政府の方で計画を作って、それに基づきまして順次始めているわけでありましてけれども、今、江崎議員御指摘のとおり、現実には、調査員の問題とかあるいは統計の調査の環境、先ほどお話ありましたけれども、昼間は御不在であったりオートロックであったり、本当に難しい状況になってきているということは感じておるわけでございます。

そして、私も、若松町の統計局へお伺いしたときに、例えば家計調査にしても、本当に魚一匹幾らかまで全部写す、やるということで、これ、協力をいただく方にも大変な御負担だなというようなことを感じました。そういうこともろもろの中で今回の事案も起こってきているということも感じております。

そして、今、先ほども申し上げましたけど、統計委員会の方で、点検検証部会、いろいろと検証もいただいておりますので、これは夏頃に一定の方向が出ると聞いておりますから、そういうことも含めて、また国会でも本当に皆さんからいろいろな御示唆をいただいておりますので、

そういうことを含めて、本当に統計の在り方、総合的に考えていくときを迎えているんだろうというふうに思います。

ただ、そう申しましても、簡単にいい答えが出るというものではないと思いますけれども、やはりこの時期に、この統計の信頼を回復するために全力を挙げて総合的な対策を講じられるようにやってまいりたいと思っております。

○江崎孝 是非お願いしたいし、林崎さん、お見えになってはいますが、こういう問題をやっぱり地財計画の中にしっかり位置付けていくとか、統計のありようとか、そういうのは大事なことはないんですか。質問通告していませんけど、考え方、何かありますか。

○林崎理 総務省自治財政局長 地方の統計職員の確保に関する財源という点については、私ども、地財計画に計上し、交付税の方でも算定をしているわけでございます。

先ほど来重要な御指摘いろいろいただいていると思っておりますので、そういった中で、私どもとしてもしっかり対応していく、そして、私ども、財政局としては財源措置の方をそれに応じてしっかりやっていく、こういうことだと思っております。

○江崎孝 大臣、是非来年の地財計画に反映していただきたいというふうに強く要望をしておきます。

あと、やはり総務省、自治体の統計職員のその受けている思いが大分違うようですね。総務省の調査と、あるいは、ほかの省庁のことを悪く言っちゃいけませんけれども、経産省の工業統計調査とか、今話題になっている勤労統計調査、まあこれは厚生労働省ですけども、その統計業務に関して適切な人員配置がなくて調査業務の外注化や省力化を検討するなど、統計業務に余り重きを置いていないように感じるというふうに、そう感じられているわけですね、自治体の方に。これ、ゆゆしき問題なんです。

それで、私は、全ての統計が、調査が本当に必要なものなのかというのは分かりません。ただ、余りにも多い統計が降ってくる、そしてそれに対する省庁の対応も少し温度差があるという状況であるならば、この縦割りの省庁別調査を整理統合して、省力化というか、もうちょっと統計の調査の度合いを省力化をしていくということはこれできないんでしょうか。どなたかお答えできますか。

○横田信孝 総務省政策立案総括審議官 それぞれの統計の整理合理化ということでございますけれども、これもいろいろと継続性の問題等もありましてなかなか難しいところではございますけれども、例え

ばサービス業なんかにつきましては、新しい調査、新しい分野でもありますが、こういったところでは統合を図っていくというようなことを今進めておるところではございます。

それから、その他の対策といたしましては、ちょっと先ほど来も出ておりましたけれども、調査の仕方をどう考えていくのかということで、オンライン調査的なこと、あるいは、行政記録情報やあるいは民間が持っているビッグデータを活用して足らざるところを補っていくといったようなことを工夫をしていく。

それから、先ほどちょっと統計調査員のお話もございましたけれども、そういったところで統計調査員じゃなければできないような仕事になるべく集中していただくとか、そういった形で全体的にリソースを適切に配分するというのを考えていくということが必要であろうかと考えております。

○江崎孝 そういったこと含めて、先ほどの質問の回答も含めて、やはり今回のこの統計不正を与野党で今大議論しているわけで、与野党というか政府と大議論しているわけですがけれども、この国会質疑や、今言ったその責任の調査で終わらせるんじゃないなくて、何回も申し上げているとおり、自治体における統計の在り方、体制、あるいは調査の在り方などもやっぱりこの機会に調査あるいは総括したりして、やっぱり抜本的な、国と自治体の関わり方も含めて抜本的な体制強化というのを、整備を僕は急ぐ必要があると思います。大臣の所管の中で、総務省の統計委員会も含めて、是非そういう視点で、自治体も巻き込んだ統計の在り方についての考え方、あるいは今後統計業務をどうしていくのかということ、やっぱりすごく今深刻な問題になっていると思いますので、早急な対応をお願いをしたいという、自治体も巻き込んだ体制整備をお願いをしたいと。

そこで、単純な質問なんですけど、今、調査員の報酬というのは幾らぐらいなんでしょうか。

○横田信孝 総務省政策立案総括審議官 これは統計調査員の報酬ということでございますけれども、国勢調査でありますと、これは平成二十七年のときの話でございますけれども、おおむね三万八千五百二十八円から七万二千九百二十八円……（発言する者あり）日額でございますか。済みません。

労働力調査でいきますと、これは月額ということでございますけれども、二万五千円から三万四千六百九十二円というような数字がございます。

○江崎孝 それ、月額もあるし、日額もありますでしょう。

○横田信孝 総務省政策立案総括審議官 統計調査員手当の日額では、三十年度では日額単価は七千八十円ということになってございます。

○江崎孝 それで実働額ですよ。だから、その統計期間中に実働したかということで、十日間働いたら七千八十円掛ける十ということですよ。果たしてこの調査報酬が妥当なのかどうなのか。これ大分前から余り変わっていない、若干ずつ上がっているかもしれませんが、そう抜本的に上がっていないというふうに私は認識をしていますけれども。

何回も言うように、やはり調査員のステータスが下がってきている。調査員に対するやはり国としての対応の仕方、それは、一つは、いろんな側面もあるのかもしれませんが、やはり調査員に対する報酬の在り方、これも重要な視点だろうというふうに私は強く感じます。

それで、今七千八十円、日額、それも実働、ですから日を掛けるということですね。その計算の仕方に対しては別にいいと思いますけど、やっぱりこの日額の七千八十円で果たしてよろしいのかどうかというのはちょっと検討していただきたいというふうに思いますけれども、調査報酬の引上げみたいなことというのは今後検討していただけますでしょうか。

○横田信孝 総務省政策立案総括審議官 この調査員手当のお話につきましては、先ほど来ございましたように、かなり長い間変わらずという状況でございました。二十七年度以降少しずつ増額をしているというような状況でございます。

先ほど来ございましたように、今後、統計の在り方等について総合的に考えていくという中で、先ほどおっしゃいましたように、いろいろ国と自治体との関係であるとか、あるいは地方自治体の役割、そういったことを考えていく中で、今後また、この調査員手当の日額単価ということについてもまたこれ考えていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○江崎孝 来年は百年になるんですかね、二〇二〇年、国勢調査の年ですね。世界に冠たる国勢調査と言っているわけですよ、全人調査でありますから。ここがやっぱり一つの転機の場合にしなければいけない、調査員報酬も含めて。

局長、林崎局長、どうでしょうか。来年、二〇二〇年、いよいよ地財計画にこれ入れなきゃいけないなくなっちゃうんですね。今の話を含めて、調査員の報酬、手当代に関して来年の地財計画で何か大きく上げられ

るような、そういう対応を取っていただけませんか、御努力を。

○**林崎理 総務省自治財政局長** 交付税で見えております統計職員の人件費、これは市町村の統計職員の方になります。県の統計職員は、これ国の委託費で措置しているということでございますが、今後また様々な議論なされるかと思えます。そういった議論をしっかり踏まえまして、私どもとしても適切に財政措置をしてまいりたいと、こう考えております。

○**江崎孝** 概算要求するもう材料いっぱいありますから、財務省に。いっぱい材料あるんで、それをこれから後、地方交付税の質問をしますけれども、是非役立てて財務省と交渉していただきたいなというふうに思います。応援します。参議院の総務委員会は皆さん総務省の応援団でございますので。ですよ。(発言する者あり)ほら、そうですよ。よろしく願いをします。

それと、今まで議論されてきたふるさと納税について、時間の範囲内で。多分途中で時間が来ますので、途中で終わると思いますが、その残りはあしたの質問に回させていただきたいというふうに思うんですけども。

そもそもですね、そもそも、ふるさと納税制度というのは寄附なのでしょうか、税なのでしょうか。どなたかお答えできますか。局長。

○**内藤尚志 総務省自治税務局長** お答え申し上げます。

ふるさと納税でございますけれども、寄附金税制の仕組みを活用いたしまして、都道府県又は市区町村に対して寄附をいたしますと、寄附額のうち二千元を超える分について、一定額を上限として、原則として所得税、個人住民税から全額が控除される仕組みでございます。

この仕組みは、ふるさとやお世話になった地方団体への感謝の気持ちを伝えることや税の使い道を自分の意思で決めることを実現し、個人住民税の一部を実質的にふるさとに移転させる効果も持つものでございますので、ふるさと納税という通称を用いているところでございます。

○**江崎孝** 今局長おっしゃったとおり、寄附でもない納税でもない、非常にいいところ取りみたいどころあって、寄附金税制の名を借りた自治体間の税の移転システムであるという、こういうことでいいと思うんですが、ちょっと、私も努力をして一枚の資料を作ってまいりました。これは現行制度でございます。もう釈迦に説法だと思えますけれども、よくまあこういう制度を考えたなというのが率直な思いなんです。

仮定がでございます。そこに、B市在住の納税者Aさんが三万円のふる

さと納税をC市へ行う場合ということで、B市在住、これは所得税二〇%適用と仮定をします。そうすると、三万円からまず二千元、これ下
限額ですね、さっきから何回も説明をしていただいている二千元を引
くと二万八千元なんです。その二万八千元に所得税の還付額二〇%、
〇・〇二掛けると五千六百元、これが還付されると。その五千六百元を、
今度はB市の住民税額控除ということで二万八千元から五千六百元引
く、すると二万二千四百円になるんですね。これが控除されるという、
翌年の住民税から。

これが、B市に行きますと、B市は在住しているところですね。二万
二千四百円の税収減になります、当然これ個人住民税が。そうすると、
これ、B市は地方交付税の地方交付税基準財政収入額が減、これ交付団
体と仮定をしますと、B市の地方交付税基準財政収入額が減額になり
ます。しかし、このシステムは、これを交付税で補填するというシステ
ムですから、二万二千四百円のうち七五%、これは留保財源というのが
ございますね、必ず交付税には留保財源というのを見ますので、七五%
分、一万六千八百円は返ってくるわけです。交付税として返ってくる
というか、交付税の中に算入されるわけです。ですから、B市の損失とい
うか、今回の三万円ふるさと納税をしたことによって五千六百元の税
収減ということになります。

じゃ、C市はどうかというと、三万円のふるさと納税を受けたわけ
ですね。三万円は、これ交付税、不交付団体じゃなくて交付税の団体だ
としても、余りこれ関係ないですけども、C市の地方交付税の基準財政
収入額のこれ算定外、算入外なんですね、C市は。ですから、丸々三万
円はC市の懐に入ってくると。

ただ、これ、返礼品を出すということを前提にすると、返礼品の事務
コストが三千元掛かったとします。仮定です、三千元掛かったとする。
そして、返礼品Xを一万四千五百円の分をやったとします、渡したとし
ます。そうすると、C市の収入は、三万円引く一万四千五百円プラス事
務コストの三千元ですから、一万二千五百円なんです。ですから、C
市は、一万二千五百円、その下、三万円引く一万四千五百円プラス三
千元で、一万二千五百円というのがC市のもうけというか、実入りです
ね、これね。

今度は、もう一回左に戻ってAさんですけども、Aさんは、五千六
百元の還付税と、住民税の控除が二万二千四百円、プラス一万四千五百
円相当の返礼品をもらいました。トータルが四万二千五百円。それから
三万円、納税した三万円を引くと一万二千五百円。ちょうどウイン・ウ

インの関係で、たまたま同じ額になるんですけれども。

この結果、これ下の方に書いてありますこの返礼品Xの額ですけれども、二千元が引かれる、下限額ですから、二千元よりも大きくて、三万円の、C市の返礼品は、もらった三万円よりも事務コストを引いた三千元、これ、そうですよね、事務コストを引いた以上に出すと損しちゃいますから、三万円から三千元を引いた二万七千元ですよね。ですから、この不等式が、このXというのは限りなく右に近づいていくわけですよ、限りなく。これは全てに当てはまります。

よくこんなこと考えたなというふうに思うんです。(発言する者あり)確かにですよ。だから、本当に寄附金税制に名を借りた自治体間の税の移転システムですよ。これに交付税が絡んでくるから非常に複雑怪奇になってしまっているんですけれども、単純にするとこういう感じ。

それで、今回、元々これ自分でやらなきゃいけなかったわけですから、ワンストップサービスも入れました。入れたんですよ、ワンストップサービス、簡単に返ってくるようなシステムを入れたんです。当初は余り、自分でやらなきゃいけないから余り人気なかった。で、ここへ入れた。そうしたら、ばあっと増えていった。

どうですか、これ。システム開発した人じゃないと思いますけれども、これをつくった段階で、今回の問題の原因になるようなことは恐らく分かっていたはずですよ。善意に解釈して自分のふるさとに云々というのは理屈では分かります。理屈では分かる。しかし、資本主義社会ですから、これは資本のルールにのっとって動いていくわけですから、当然、この理屈が成り立つわけですよ。限りなくこの返礼品Xの額がちょっとでも高い方に行くというのはこれは分かっていたはずなんですけれども、最後の質問にしますが、これ、どうですか。制度設計をした、したわけじゃないんでしょうけれども、予測できたんじゃないんですか、こういう状況になるということは。最後の質問にします。

○内藤尚志 総務省自治税務局長 お答え申し上げます。

制度で申しますと、寄附者に対して返礼品を送付するかどうかはあくまでも地方団体の任意でございまして、ふるさと納税は返礼品の送付を前提とした制度では必ずしもないところではございます。

ふるさと納税創設時のふるさと納税研究会報告書でございまして、ここにおきまして、地方団体が寄附者に対して返礼品を送付することにつきまして、基本的には各地方団体の良識によって自制されるべきであり、懸念があるからといって直ちに法令上の規制の設定が必要ということにはならないと考えられる、各地方団体の良識ある行動

を強く期待するとされたところでございます。

制度が始まった当初は、お礼の気持ちとしてささやかなものを寄附者に対してお届けするものでございましたけれども、先ほど大臣御答弁されましたように、次第に返礼品がエスカレートして御批判を受けるような状況になったことから、二度にわたる総務大臣通知を発出いたしまして、過度な返礼品を送付する地方団体に対して良識のある対応を要請したところでございますが、依然として一部の地方団体が過度な返礼品によって多額の寄附を集める状況が続いたことから、これを是正することが避けられないこととなりました。

今回の制度見直しによりましてこうした状況を改善し、制度の健全な発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○江崎孝 続きはあしたさせていただきます。

以上です。